

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る届出様式について **【共通事項】**

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定にかかる届出様式について、今週中にホームページに掲載予定としております。

- ・【障害福祉サービス等】指定に係る各種様式 (ID:1008655)

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_syogaisya/042tiikiseikatu.html

- ・【障害児通所支援】指定に係る各種様式 (ID:1015912)

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_syogaisya/1015912.html

- ・福祉・介護職員処遇改善加算等について (ID:1020376)

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1020376.html>

【提出期限】

①制度改定のあった加算、②前年度実績等により4月から変更が生じる加算、③処遇改善加算計画書については令和6年度当初の特例として次のとおり取り扱います。

なお、令和6年4月30日提出期限のものについては、令和6年4月15日以降の提出の場合、データ反映が5月以降となるため、翌月請求や過誤調整が必要となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

① 制度改定のあった加算

- (1) 令和6年4月1日から算定開始の場合

令和6年4月30日(火曜日)

- (2) 令和6年5月1日から算定開始の場合

令和6年4月30日(火曜日)

- (3) 令和6年6月1日から算定開始の場合

令和5年5月15日(水曜日)

⇒令和6年6月以降の算定開始については通常取り扱い通り、加算取得月の前月15日が締め切り

② 前年度実績等により4月から変更が生じる加算

令和6年4月30日(火曜日)までの届出により令和6年4月1日より算定開始

③ 処遇改善計画書について

- (1) 令和6年4月(5月)算定開始の場合(処遇改善加算一本化後の6月以降も引き続き算定)

令和6年4月15日（月曜日）

(2) 令和6年6月から算定開始する場合

令和6年4月30日（火曜日）

⇒令和6年6月以降の算定開始については通常取り扱い通り、加算取得月の前々月末日が締め切り

※提出済の計画書について「一本化後の区分を変更する」「一本化後の計画内容を変更する」などが発生した場合、令和6年6月15日までの処遇改善計画書等の再提出が可能です。

【令和6年度報酬改定に関する情報の掲載について】

■省令・告示や障害者総合支援法及び児童福祉法関連通知、報酬改定に関するQ&A等は、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページよりご確認ください。

(注意) 加算の届出様式は厚生労働省及びこども家庭庁が掲載しているものではなく、尼崎市ホームページに掲載している様式を使用して下さい。

・厚生労働省 HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

・こども家庭庁 HP

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

■尼崎市のホームページ（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等について）においても報酬改定に関する情報を掲載しています。

・尼崎市 HP（ID：1036494）

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1036494.html>

※報酬改定に関するご質問はFAXにて受け付けます。

順次対応いたしますので、お時間いただく旨ご了承ください。